○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃

同

:

台右

(商工政策課) … 二

同

公

県西

民北 地

局域

: :

깯

出

先機 関

県上

民地

局域

:

同

六 六 県西

民^北

局域

:

Ħ.

県中

民地

局域

:

Ŧ.

同.....

台右

第四千五百四号

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる 示 次 平成三十年九月十九日 参男女年・ 一課) (障害福祉課) … : _

告

目

青森県告示第六百四十六号

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。 青森県青少年健全育成条例 (昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

平成三十年九月十九日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

=					
04111	三六九	三	二三二六七	三二六六	番指 号定
				書籍	種 別
BOY, Sピアス	秘宝スペシャル 対印映像平成窟巨な	ISBN九七八一四が大流出SP	封印お宝スキャンダル	最新版流出封印映像	名
八〇六七一〇八	六三八一一―四四巨乳爆尻ポロチラ	セパー四一八六五一一 ヒパー四一八六五一一 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	七八四三十一号		称
式会社ット株	キック出版 株式会社コス	版株式会社 出	版株式会社出	株式会社ダイ	作 者) 名
] - -	須第一号 第十二条第一	該当条項

青森県告示第六百四十七号

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

選挙管理委員会

(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては

数

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数 その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

事

務

局)

示

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

平成三十年九月十九日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

人楽晴会

目六の二七三沢市大町二丁

行動援護

ションステー ションステル レーム が した が した か

沢五九の五四

切大

N Lil.	h	
心株 式	名	事指定
会社		障
佛	称	害
字青 赤森	所主か	業福祉
坂市	たる事	サ
一大 二字	世 務 所] ビ
户 山	地の	者ス
支就	のす	ナ障
援労 B継	種類も	害る
型続	7	ス祉
L所援就 OSB労	名	事障
OSB労 WU型継 EN事続		害福
RF業支	称	祉サ
二平 四川	所	- 생물 1
の市	-	* 所
一本 町	在	を 行
平 野	地	所う
高平	年	指
・成れ	月	定
五		

青森県告示第六百四十八号

定により公示する。 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成三十年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

人楽晴会	人楽晴会	名称	事
目六の二七三沢市大町二丁	目六の二七三沢市大町二丁	所 在 地	業者者
介護 護 訪問	居宅介護	のサークを	害
ション パーステー ル しる が 丘	ション パーステー ル し ん ル 丘 く ル	名称	行言福祉サ
沢五九の五四字犬落瀬字堀切上北郡六戸町大	沢五九の五四 字犬落瀬字堀切 上北郡六戸町大	所在地	事 業 所
"	三の・丸・三の丸・三の	年月日	廃 止

公

大規模小売店舗の新設に関する届出

告する。 模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規

平成三十年九月十九日

青森県知事

三

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市大字浜田字玉川二四六の一外 (仮称)トヨタカローラ青森本社

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

トヨタカローラ青森株式会社

青森市大字野木字野尻六一の四

代表取締役 大柳康三郎

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市大字野木字野尻六一の四 トヨタカローラ青森株式会社

2 株式会社くるま工房

代表取締役

大柳康三郎

弘前市大字青山四丁目二二の一

代表取締役 大柳康三郎

大規模小売店舗の新設をする日

四 平成三十一年四月二十一日

2

Ŧī. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三二〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五二台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

五二台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

五三平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 三一立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七

1 開店時刻 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

午前八時三十分から午後十時三十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

4

届出年月日

八

平成三十年八月二十日

届出書及び添付書類の縦覧

九

1

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2

平成三十年九月十九日から平成三十一年一月十九日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

る。

1 提出期限

平成三十一年一月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3

記載事項 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

模小売店舗の新設に関する届出があったので、

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規

同条第三項の規定により次のとおり公

告する。

平成三十年九月十九日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア八重田店

青森市造道二丁目二八の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

<u>-</u>

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田大志

 \equiv 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

七

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

四 大規模小売店舗の新設をする日 代表取締役 前田恵三

Ŧī. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 平成三十一年四月二十九日

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

、一五九・一平方メートル

六

駐車場の位置及び収容台数 八五台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

荷さばき施設の位置及び面積 五台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3

八〇・三平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

4 一五・三六立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時 閉店時刻 午後十時

2

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4

午前七時から午後七時まで

平成三十年八月二十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1

2

3 時間

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

期間

平成三十年九月十九日から平成三十一年一月十九日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成三十一年一月十九日

2 提出先

記載事項

青森県商工労働部商工政策課

3

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

る。

平成三十年九月十九日

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 有限会社柴田産業

代表者の氏名 柴田明雄

 \equiv 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字福泉二八四

許可番号 青森県知事許可 (般—二七)第一〇〇五一号

四

取消年月日 平成三十年九月四日

六 五 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実 監

事

明 勝 江

須 今 對 中藤 井 馬 畑

光 仭悦

柏木町東田二一七松崎亀井二一の一松崎単二一の一

る。 おのことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成三十年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告する。川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、平

平成三十年九月十九日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	区役 員の
										事	別の
船越	工藤	葛西	栗林	岩渕	齋藤	成田	奈良	成田	今井	小山内	氏
榮 造	欣悦	隆文	定利	琢緒	博彦	美千彦	文明	司	誠弘	健一	名
"	"	"	"	平川	弘前	"	"	"	"	平川	
本町北柳田二八の五	小杉西田二の一〇	苗生松元東田一一の一	柏木町東田二〇七の一	市原田村元一二七	市大字石川字石川一三五の	大坊前田一〇二	館田前田八五の一	大坊福田一四の六	館山下扇田五六	川市大光寺一滝本一五三	住
					_						所
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三0・八二三就任平成	の年月日就任及び退任

"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	"
		事													事	
須藤	堀口	今井	岩渕	成田	栗林	中畑	奈良	船越	對馬	工藤	齋藤	小林	成田	今井	小山内	田中
光悦	忠明	仭	琢緒	美千彦	定利	勝江	文明	榮造	明宏	欣悦	博彦	喜代司	司	誠弘	健一	るり子
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平川市	弘前市·	"	"	"	"	"
柏木町東田二一七	石郷村元一一四	松崎亀井二一の一	原田村元一二七	大坊前田一〇二	柏木町東田二〇七の一	岩館村元四六の三	館田前田八五の一	本町北柳田二八の五	松館井ノ上三一	小杉西田二の一〇	予大字石川字石川一三五の一	苗生松上東田七六の二	大坊福田一四の六	館山下扇田五六	大光寺一滝本一五三	石郷村元九〇の一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三0・八三退任	"

土地改良区の役員の退任

規定により公告する。柳東部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の柳東部土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、板

平成三十年九月十九日

西北地域県民局長
平
野
義
_

理	区役 員の
事	万リクノ
成田	氏
清行	名
北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一	住
八五	
平成三0・八三	退任の年月日

土地改良区の定款変更の認可

り公告する。 土地改良区の定款の変更を平成三十年九月三日認可したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定によ 大浦

平成三十年九月十九日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲

司

土地改良区の定款変更の認可

り公告する。 土地改良区の定款の変更を平成三十年九月四日認可したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定によ

平成三十年九月十九日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲

司

挙 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

を合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五 じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と 項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗 る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超え 平成三十年九月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三 第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する (昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含 の規定により次のとおり告示する。 第七十六条第四項、第八十条第四

平成三十年九月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二三九、

四〇三

人

三〇五

人

県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

西津軽郡選挙区 東津軽郡選挙区 Ŧ, 五五 八四一

南津軽郡選挙区 六、五八五 人

榎林

北津軽郡選挙区 弋 七九三 人

三戸郡選挙区 上北郡選挙区 二七、 九、 八六七 九三九 人 人

青森市選挙区 八一、 五七七 人 人

弘前市選挙区 八戸市選挙区 四九、 六五、二一五 九五七

黒石市選挙区 五所川原市選挙区 九、 九、 三四〇 七〇九 人 人人 人

十和田市選挙区 七、 六二八

むつ市選挙区 三沢市選挙区 二一、二八七 $\overline{\circ}$ 九六三

つがる市選挙区 五四九

平川市選挙区 九四五

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)